

第94号議案

東三河広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、東三河広域連合規約を次のとおり変更するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

別紙のとおり

提案理由

介護保険法の改正に伴い、所要の変更を行うため提案する。

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成27年1月30日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第4条第1号中「、介護保険法施行法」を「及び介護保険法施行法」に改め、「及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の東三河広域連合規約第4条第1号に規定する健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされていた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険に関する事務については、改正後の東三河広域連合規約第4条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。